

自治基本条例に規定 する自治のあり方の 検証に係る答申書（案）

9月24日版

平成27年9月

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

平成 2 7 年 9 月 日

白岡市長 小 島 卓 様

白岡市参画と協働のまちづくり審議会
会 長 内 山 欣 春

自治基本条例に規定する自治のあり方の検証について（答申）

自治基本条例（平成 2 3 年白岡町条例第 6 号）第 2 0 条及び白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例（平成 2 6 年白岡市条例第 2 5 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき自治基本条例に規定する自治のあり方について、別添のとおり答申します。

目 次

1	はじめに	1
2	自治基本条例等の検証の経過と視点	2
3	検証の結果	3
	(1) 自治基本条例	3
	(2) 市民参画条例	4
	(3) 住民投票条例	5
4	今後の課題	6
	(1) 検証の方法	6
	(2) 参画と協働のまちづくりの推進を図るための体制	6
	(3) 市民への周知	6

参 考 資 料

● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会委員名簿	7
● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会開催概要	8
● 白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例	9

1 はじめに

平成23年10月1日に施行された白岡市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）では、時代や社会情勢に適合した内容となっているか定期的に検証するため、第20条で4年を超えない期間ごとに自治のあり方を検証するとされています。

また、同条において「市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。」とされていることから、平成27年度に、公募委員2名を含む計10名で構成される「白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）」が設置され、平成27年6月29日の市長からの諮問を受けて、審議・検証を行いました。

自治基本条例施行後における初めての検証であることと、限られた短い期間での作業となったため、市民・議会・行政の細部にわたっての審議はできませんでしたが、諮問から計6回の審議会を開催し、各委員からの意見を集約して本答申書を取りまとめました。

本答申で、一つの区切りとなりますが、自治基本条例の理念を具現化するためには、市民主体の自治をさらに推進していくことが必要です。

審議会では、今後、本答申書を踏まえながら、自治のあり方を定期的に検証するとともに、参画と協働のまちづくりを推進するための審議を行ってまいります。

平成27年9月28日

白岡市参画と協働のまちづくり審議会

2 自治基本条例等の検証の経過と視点

平成27年6月29日に市長から自治基本条例の検証について、審議会に諮問されました。

はじめに自治基本条例及び関係条例の策定等に関する経緯及び自治基本条例施行後の市民参画状況を確認しました。その後に議会・行政の活動が「白岡市の最高規範」である自治基本条例の理念に適合しているか、自治基本条例の条文ごとに議会及び行政が自己検証し、審議会に報告を受けました。

審議会では、その結果を基にして、市民主体の自治が推進されているか、時代や情勢の変化に即したものとなっているかを視点として検証を行いました。

なお、審議会における具体的な検証の視点は、次のとおりです。

市民主体の自治が推進されているか

- ① 自治基本条例に基づいた運用がなされているか
- ② 自治基本条例が市民のために生かされているか
- ③ 自治基本条例の規定が市民に浸透しているか

時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか

- ④ 社会状況等に合っているか
- ⑤ 条文自体について、文言を改正する必要があるか

3 検証の結果

- ・市民主体の自治が推進されているかについて

現段階では、自治基本条例の理念や参画手続などについての市民の認知度は高いとは言えず、市民主体の自治が十分になされているわけではありません。市民・議会・行政のそれぞれが、参画と協働についての取組をさらに進め、自治基本条例の理念の具現化~~につなげ~~を図っていくことが必要と考えます。

- ・時代や社会情勢の変化に即したものとなっているかについて

自治基本条例の関係条例や市民参画条例関係の諸制度は、昨年度に整ったところであり、その施行・運用開始から間もないため、時代や社会情勢の変化は認められず、条文を改正する必要性はないと考えます。

なお、各条文に関する審議会の意見は次のとおりです。

(1) 自治基本条例

●第5条「市民の責務」

市民は、まちづくりに参画する権利を有していますが、その権利を行使していかなければ自治基本条例の理念は実現されません。市民自身が意識的にまちづくりに関わっていく必要があります。

●第8条「行政の責務」

市民のニーズ把握の手法については、不特定多数を無作為で抽出して実施するアンケートが有効であると考えます。

また、透明で開かれた市民主体の行政運営のためには、行政評価を客観的に実施し、その結果を時機に応じて市民に公開していく必要があります。

●第10条「職員の責務」

市役所内部において、参画と協働についての職員の意識が十分であるとは言えません。市役所職員に自治基本条例や参画と協働についての意識を高めるため、研修と実践が必要です。

●第16条「地域活動及び地域自治組織」

本条では、「議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。」と規定しています。

地域自治組織には、自治会以外にもボランティア団体やNPOなど、さまざまな団体があります。こうした団体あるいはその活動が地域全体に広

がるよう支援し、連携することが必要です。

●第19条「住民投票」

住民投票では、住民の発議権のみが強く意識されているようです。市長、議会、住民の三者に発議権があるので、市長、議会においても発議権があることを再認識して、白岡市住民投票条例第2条に基づく市政の重要事項に関しては、市民に意見を求めていく必要があります。

●第20条「検証」

自治基本条例の具現化についての進行計画が必要であり、この計画があれば市民の誰もが検証しやすくなります。次回の検証に当たっては、この計画を作ることが必要です。

●総合振興計画について

本市では、「白岡市の基本構想の策定等に関する条例」で総合振興計画を定めることになっていますが、自治基本条例の中でも規定が必要ではないかと考えます。

(2) 市民参画条例

●第3条「市民参画のための手続の対象事項」

本条では、「市民参画のための手続のうち、1以上の手続を実施しなければならない。」と定めていますが、現状では1つであることが多いようです。2あるいは3以上の手続をしていくことにより市民参画が促進されるので、実施する工夫が必要であると考えます。

●第5条「参画と協働のまちづくり市民提案制度」

市民提案制度を有効に運用するには、市役所職員の参画と協働に対する理解が必要です~~ので、~~。行政は必要に応じて職員研修を実施し、職員は自ら見識を深め、市民に対して啓発に努めるよう求めます。

●第8条「市民登録制度」

今後、登録者を増やしていくためには、事前に参画と協働に関する講座や研修を実施するなど、行政からの市民に対する働きかけが必要であると考えます。

●参画と協働に関するパンフレット等について

市民参画条例や関連制度の周知を図るため、条例に記載されていない各法令を含め~~て~~た住民の権利~~を周知していくための~~についてパンフレットなどを活用していくことが必要です。

(3) 住民投票条例

●第4条「投票資格者」

今後、選挙権年齢が18歳に引き下げられることに伴い、住民投票の資格者も変更となります。

新たに選挙権を有することになる人たちに対しては、18歳以上の人がまちづくりに責任を持って関わっていくことが必要であることを併せて周知することが必要です。

4 今後の課題

(1) 検証の方法

今回の検証は、議会及び行政が自己検証した結果に基づき、検証の視点から委員が意見を述べる形式により実施しました。

しかし、「市民」については、期間的な制約から自治基本条例の理念の浸透度などを確認することができませんでした。

今後の検証の際には、市民・議会・行政のそれぞれの視点から十分な検証が行えるよう、十分な期間を確保するとともに検証の方法を事前に定めるなど計画的に実施することが必要です。

(2) 参画と協働のまちづくりの推進を図るための体制

自治基本条例の趣旨に沿った運用を図っていくには、議会・行政が参画と協働について理解を深めることが必要です。

また、市民においても参画と協働のまちづくりについて、責務を果たしていくことが求められています。

議会・行政で参画と協働に関する研究、研修などを実施していくことなどの対策を行うとともに、本審議会において、参画と協働のまちづくりの推進について継続して審議していくことが必要です。

(3) 市民への周知

行政は、自治基本条例の制定後、自治基本条例の理念や参画手続などを広報紙やホームページに掲載することなどにより、周知活動を行っていますが、**検証の結果で述べたとおり、市民の認知度は高いとは言えません。**

市民主体の自治を推進するためには、多くの市民に自治基本条例の理念や参画手続などが浸透していることが不可欠です。

このため、自治基本条例の理念や参画手続などが広く市民に認知されるよう、参画と協働に関するホームページを分かりやすく改めるなど、市民に対する各種の情報伝達手段について更なる工夫を凝らして、周知に努めていく必要があります。

参 考 資 料

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属団体等	備考
1	わたなべ いさお 渡部 勲	公募	1号委員
2	かんだ よしあき 神田 芳晃	公募	1号委員
3	しまづ てつお 嶋津 哲夫	白岡市ボランティア連絡会監事	2号委員
4	いがらし たいこ 五十嵐 泰子	白岡市母子愛育会会長	2号委員
5	ひがしかわ いさお 東川 勲	白岡市商工会青年部部长	2号委員〔副会长〕
6	みなみ のりお 南 宣男	町ぐるみん白岡副会长	2号委員
7	はせがわ ひろし 長谷川 博	白岡老人クラブ連合会会長	2号委員
8	うちやま よしはる 内山 欣春	元自治基本条例をつくる会会長	3号委員〔会长〕
9	ゆみ き かずこ 弓木 和子	がん患者会すみれ代表	3号委員
10	いけざわ てる え 池澤 照江	コールしらおか	3号委員

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会開催概要

第 1 回 平成 2 7 年 6 月 2 9 日 (月)	1 委嘱書の交付について 2 会長及び副会長の選出について 3 諮問書について 4 これまでの経緯・関係条例等について 5 各委員からの意見について 6 今後のスケジュールについて
第 2 回 平成 2 7 年 7 月 1 3 日 (月)	1 これまでの経緯・関係条例等について 2 平成 2 3 年度～平成 2 6 年度市民参画状況について 3 検証の視点（案）について
第 3 回 平成 2 7 年 7 月 3 1 日 (金)	1 行政に係る自治のあり方の検証について
第 4 回 平成 2 7 年 8 月 1 7 日 (月)	1 行政に係る自治のあり方の検証について 2 議会に係る自治のあり方の検証について 3 市民に係る自治のあり方の検証について
第 5 回 平成 2 7 年 9 月 4 日 (金)	1 答申書（案）について
第 6 回 平成 2 7 年 9 月 2 8 日 (月)	1 答申書について

●白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例

平成26年12月26日

条例第25号

(設置)

第1条 白岡市自治基本条例（平成23年白岡町条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、市政における市民の参画と協働のまちづくりを推進するため、白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第20条の規定による検証に関すること。
- (2) 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

以下略

自治基本条例に規定する自治の
あり方の検証に係る答申書

策 定 白岡市参画と協働のまちづくり審議会
事 務 局 白岡市市民生活部地域振興課

0480-92-1111 内線382

策定年月 平成27年9月